

「令和5年版カレンダーの企画及び印刷に関する事業」
に係る一般競争入札(総合評価落札方式)

入札説明資料

令和4年7月22日

独立行政法人農林漁業信用基金

目 次

I	入札説明書	1
II	入札心得	10
III	仕様書	14
IV	技術評価項目審査表作成要領	18
V	評価要領	21
VI	契約書（案）	24

様式 1 競争参加資格確認申請書（様式 1）

2 入札書（様式 2）

3 技術提案申請書（様式 3）

4 経費の詳細（様式 4）

5 提案するテーマ（様式 5）

6 スケジュール（様式 6）

7 事業の実施体制（様式 7）

8 委任状（様式 8）

9 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式 9）

I 入札説明書

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の入札公告（令和4年7月22日付け公告）に係る入札については、次に定めるところによる。

1 入札に付する事項

- (1) 入札件名：令和5年版カレンダーの企画及び印刷に関する事業
- (2) 仕様等：「Ⅲ 仕様書」のとおり。
- (3) 納入期限：令和4年11月25日（金）
- (4) 納入場所：東京都港区愛宕2-5-1
愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険業務部
業務第二課

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項中、特別な理由がある場合に該当する。（当信用基金ホームページの契約関連情報を参照して下さい。）
- (2) 公告日において令和04・05・06年度全省庁統一資格の「物品の製造」の「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）とする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 税の滞納がないこと。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 入札説明書に示す、すべての事項を満たすことができる者であること。

3 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書、入札心得等を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、入札説明書に基づいて技術提案書を作成し、これを入札書に

添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、信用基金から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした技術提案書提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがある。

4 入札説明資料等の交付期間

令和4年7月22日（金）～ 令和4年8月5日（金）16時00分まで
土日祝祭日を除く平日10時から16時まで（12時から13時を除く）
交付場所において交付する。なお、当信用基金ホームページの契約関連情報
（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）にて入札公告、入
札説明資料等入札に関わる各種書類を公表している。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のアとなった
場合には、入札説明資料等の交付期限を以下のとおりとする。

令和4年8月19日（金）16時00分

また、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のイとなった
場合には、入札説明資料等の交付期限を以下のとおりとする。

令和4年8月29日（月）16時00分

5 競争参加資格審査手続

(1) 申請書類等の提出方法等

- ① 本件入札の参加希望者は、競争参加資格確認申請書その他必要書類
（以下、「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の有無について
信用基金の審査を受けなければならない。

なお、提出期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がな
いと認められた者は、当該契約業務の入札に参加することができない。

② 申請書類

※ 様式については、当信用基金のホームページの契約関連情報（<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）からダウンロードでき
ます。

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式1）

(イ) 全省庁統一資格における資格審査結果通知書の写し

(ウ) 委任状（代理人を選出する場合 様式9）

③ 提出部数

1部とする。

④ 提出方法

持参又は郵送（信書便も含む。）により提出すること。郵送による場合は、下記の提出期限までに到着していること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。

⑤ 提出期限

令和4年8月5日（金） 16時00分

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限において、申請書の提出者が1者以下であった場合には、競争参加資格確認申請書の提出期限を以下の日時まで延長する。延長した場合、既に申請書を提出した者に対して電話等で連絡する。

ア 令和4年8月19日（金） 16時00分

また、アの日時まで延長しても、申請書の提出者が1者以下であった場合には、競争参加資格確認申請書の提出期限を以下の日時まで再度延長する。

イ 令和4年8月29日（月） 16時00分

⑥ 受付時間

受付時間は、土日祝祭日を除く平日10時から16時（12時から13時を除く。）とする。

⑦ 提出先

下記15の担当部署

⑧ 提出された申請書類の取扱について

（ア）作成費用は、参加希望者の負担とする。

（イ）申請書類は、返却しない。

（2）競争参加資格審査結果の通知

① 通知する事項

申請書類を提出した者のうち、資格があると認められた者に対しては参加資格がある旨を、資格がないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

② 参加資格がない旨の通知を受けた者への説明

申請書類を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に対して不服のある者は、説明を求めることができる。

③ 結果通知日

競争参加資格認定通知書は、令和4年8月10日（水）までに通知する。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のアとなつた場合には、競争参加資格審査の結果通知日を以下のとおりとする。

令和4年8月24日（水）までに通知する。

また、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のイとなった場合には、競争参加資格審査の結果通知日を以下のとおりとする。

令和4年9月1日（木）までに通知する。

6 入札説明書等に対する質問

（1）質問の方法

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

（2）電子メールアドレス

Eメール：n_yushi@jaffic.go.jp

（3）質問の受付期限

令和4年8月5日（金） 16時00分

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のアとなった場合には、入札に関する質問の受付期限を以下のとおりとする。

令和4年8月19日（金） 16時00分

また、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のイとなった場合には、入札に関する質問の受付期限を以下のとおりとする。

令和4年8月29日（月） 16時00分

（4）質問に対する回答は原則として当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」

ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

（5）書類の内容等の変更（例：契約書の修正）があった場合、当信用基金ウェブサイト「契約関連情報」ページで公表する。

7 入札及び開札の日時・場所

（1）日時（技術提案申請書等提出期限）

令和4年8月26日（金） 14時00分

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のアとなった場合には、入札及び開札の日時を以下のとおりとする。

令和4年9月6日（火） 14時00分

また、競争参加資格確認申請書の提出期限が、5（1）の⑤のイとなった場合には、入札及び開札の日時を以下のとおりとする。

令和4年9月12日（月） 14時00分

上記の各期日において、入札者が1者である場合には、入札執行を中止し、再公告するものとする。

(2) 場所

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金

(3) 提出書類

※ 様式については、当信用基金のホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) からダウンロードできます。

A. 入札書 (様式2) (1部)

B. 競争参加資格認定通知書 (写) (1部)

C. 技術提案申請書 (様式3) (4部)

ア. 経費の詳細 (様式4) (4部)

イ. 提案するテーマ (様式5) (4部)

ウ. スケジュール (様式6) (4部)

エ. 事業の実施体制 (様式7) (4部)

オ. デザイン案 (各4部)

① 仕様書に示された紙質 (印刷に使用するものと同じ用紙とすること)・サイズにより「2023年8月」のカレンダーのデザインプランを提出すること。

② 表紙及び12ヶ月のデザインプランの一覧 (カラー印刷) を提出すること。【様式任意】

※②について、12ヶ月分の写真等 (Ⅲ 仕様書の6. 【仕様】 (2)

①を参照) を2種類以上提案すること (提案するテーマは1つとする。)

D. 委任状 (代理人を選出する場合) (様式8) (1部)

E. その他 (各1部)

ア. 会社の概要

業務内容を示したパンフレット又はリーフレット、営業経歴書及び直近1年の決算 (営業) 報告書 (貸借対照表、損益計算書を含む)。

【様式任意】

イ. 過去に類似の事業があれば、これに関する資料。【様式任意】

ウ. ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標 (女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)、次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)) について該当する場合には、確認できる資料【認定書の写し等】

(4) 提出方法

持参又は郵送（信書便も含む。）により提出すること。郵送による場合は、上記（１）の入札の日時までには到着していること。電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

（５）提出された書類の取扱い等

- ① 作成費用は入札者の負担とする。
- ② 提案書等は評価結果に関わらず返却しない。
- ③ 提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しない。
- ④ 一旦提出された提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできない。

（６）デザイン案作成方法

デザイン案については「Ⅲ 仕様書」に従って作成すること。

８ 入札書の作成方法等

（１）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（２）入札書（様式２）と内訳書（任意様式（様式４の「経費の詳細」）を使用しても構いません。）を併せ封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先を記載するとともに「令和５年版カレンダーの企画及び印刷に関する事業に係る入札書在中」と記載すること。

（３）入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができないものとする。

（４）入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（５）入札保証金及び契約保証金

全額免除する。

９ 入札の無効

入札心得第１０条の規定に該当する入札は無効とする。

１０ 落札者の決定方法

（１）当信用基金が入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予定価格の制限範囲内の者について別途、選定委員会（非公開）にて、技術提案申請書等

の審査を行う。

- (2) 当該入札者技術提案申請書等の各評価項目の合計得点に入札価格の得点を加えた総合評価得点が最も高い者を落札者とする。

最高の総合評価得点が同じ点数である入札者が2人以上いる場合は、直ちに「くじ」を引かせて落札者を決定する。(使用するくじの種類は特に決まっていない。)

この場合、落札者の入札書に「くじ」により決定した旨を記入し、くじを引いた者に記名押印させる。

この場合、落札者を決定するくじを引く順番を決めた後、くじを引かせなければならない。

11 落札結果の通知

落札の結果は、選定委員会実施後に参加者に通知する。

なお、契約予定者以外(審査対象外者含む)の者には、同者が獲得した総得点と契約予定者が獲得した総得点を通知するものとする。

12 落札結果の公表

信用基金のホームページに実施結果として次の事項を公表する。

- ① 件名
- ② 入札公告日
- ③ 入札日
- ④ 入札参加者数
- ⑤ 落札者の商号又は名称(法人番号を併記)・住所
- ⑥ 落札金額
- ⑦ 入札者毎の総合評価点

13 契約に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。

- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ウ 契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項は、「VI契約書（案）」による。

14 その他

(1) 入札参加者は、入札心得等を熟読し、内容を遵守すること。

(2) 入札不参加等の理由・ご意見等のアンケート調査（様式10）

信用基金では、一般競争入札、企画競争等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書、企画提案説明書等をお受取りいただいた事業者様で、入札に参加されなかった事業者様又は企画提案書をご提出いただかなかった請負事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケート調査へのご協力をお願いいたします。なお、本アンケート調査をご提出いただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケート調査は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。様式については、当信用基金のホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) からダウンロードできます。

15 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階

独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険業務部 業務第二課

担当：菅野、吉井

TEL：03-3434-7822

FAX：03-3434-7836

Eメール：n_yushi@jaffic.go.jp

(注) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当信用基金との関係に係る情報を当信用基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供

及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア 当信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当信用基金OB）の人数、職名及び当信用基金における最終職名

イ 当信用基金との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び当信用基金における最終職名等）

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

Ⅱ 入札心得

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の契約に係る一般競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、信用基金会計規程、信用基金契約事務取扱細則及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

- 第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
- 2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、信用基金に説明を求めることができる。
 - 3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、入札書及びその他指定された書類（以下「入札書等」という。）の提出を持参又は郵送（信書便を含む。）により行うこととし、電送（ファックス、電子メール等）によるものは認めない。

(入札書等の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札)

第6条 入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに信用基金に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあつては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

(代理人による入札及び開札の立会い)

第7条 代理人により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人は、委任状を持参しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を入札代理人とすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者

(7) 競争参加資格確認申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

(8) 商法、その他の法令の規定に違反して営業を行なった者

3 入札者は各省各庁から指名停止等を受けていない者であること。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札

(2) 委任状を提出していない代理人による入札

(3) 記名を欠く入札、金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 入札の目的に示された要件と異なった入札

(6) 条件が付された入札

(7) 入札書を2通以上投入した者の入札

(8) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

(9) 明らかに連合によると認められる入札

(10) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が信用基金の審査の結果、採用されなかった入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第11条 開札には、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第12条 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約にあつては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 測量業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8.2までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (3) 土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計量証明業務、補償コンサルタント業務、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約にあつては、契約ごとに10分の6から10分の8までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (4) 地質調査業務の請負契約にあつては、契約ごとに3分の2から10分の8.5までの範囲内で契約担当役等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (5) その他の請負契約にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格による入札（以下「低入札」という。）をした者は、事後の資料提出及び信用基金が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第13条 一般競争入札にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
また、総合評価落札方式による場合にあつては、信用基金が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た総合評価得点が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定することがある。

- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式の場合は総合評価得点の最も高い者）を落札者とすることがある。

（再度入札）

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限範囲の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を提出していなければならない。

（同価又は同総合評価得点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。また、総合評価落札方式にあつては、同総合評価得点の入札をした者が二者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第16条 落札者は、信用基金から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく信用基金に提出しなければならない。

- 2 落札者が契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第17条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第18条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

以上

Ⅲ 仕様書

1. 【品 名】 令和5年版カレンダーの企画及び印刷に関する事業

2. 【カレンダーの利用目的】

農業信用保証保険制度（※）の利用推進のため、農業信用基金協会をはじめ、農業関係団体、融資機関等に配布するものです。

（※）農業信用保証保険制度は、農業者等や地方公共団体等の出資により各都道府県に設立された農業信用基金協会が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の方々の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みです。

3. 【印刷作成及び発送部数】

(1) 印刷作成部数 6, 900部

内訳 ① 都道府県名有印刷 4, 780部

② 都道府県名無印刷 2, 120部

※詳細は(別紙1)のとおり

(2) 発送部数 6, 755部

(3) 独立行政法人農林漁業信用基金納入部数 145部

4. 【発送先及び納入場所】 (別紙1)のとおり

5. 【発送及び納入期限】 令和4年11月25日(金)

6. 【仕 様】

(1) 規格 B3版

(2) テーマ、デザイン等

① デザイン素材の写真・絵画・イラスト等(以下「写真等」という。)を使用した書込形式(カレンダーの割付見本は(別紙2)のとおり)

(注) ア テーマは、2.【カレンダーの利用目的】を踏まえ、配布用カレンダーとしてふさわしい農業に関するテーマとすること。

なお、下記参考に示したテーマから選定してもかまわない。

<参考>

過去の主なカレンダーテーマ

- | | |
|-----------|------------|
| ・農産物のある風景 | ・自然と農のある風景 |
| ・農産物の花 | ・水と緑の輝き |
| ・山と農業 | ・自然と農業 |
| ・山と農業(畑作) | ・水のある風景 |

- イ カレンダーの表紙はテーマに沿ったデザインとし、表紙にテーマを記載すること。
- ウ 写真等については、テーマに合った季節感のある写真等を使用すること。
- エ 個人が識別できる人物の写真等又は牧場等が識別できる動物の写真等は使用しないこと。
- オ 12ヶ月を通じて写真等が同化及び同色にならないようにすること。また、デザイン素材は12ヶ月を通じて統一する（写真とイラストの混在はしない）こと。

② 標語等の挿入（表紙及び各月ごとに以下の標語、機関名を挿入する）。

ア 標語 「未来を育む確かな保証」

イ 機関名 「農業信用基金協会」（注）

「独立行政法人農林漁業信用基金」

（注）都道府県名入れ印刷を行う場合は「〇〇〇農業信用基金協会」とし、いずれも、その下の「独立行政法人農林漁業信用基金」と同じ幅にすること。

- (3) 1部当たりの枚数 13枚（各月ごとに1枚＋表紙）
- (4) 用紙 A2ランク同等以上（ニューエイジ及び雷鳥マット等）
四/六判 90kg
- (5) 印刷 表紙・中身ともカラー
- (6) 校正 本紙校正1回以上（農林漁業信用基金が校了を出すまで）。
なお、校正についてはカラーカンパで校正。
- (7) 製本 タンザック仕上げ
- (8) 納品 印刷部数に応じたPB袋を納品することとする。
- (9) グリーン購入法の判断基準に基づいた印刷方法とし、環境適合マークを表示する。

7. 【その他】

- (1) 印刷原稿の作成に当たっては農林漁業信用基金の指示に従うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては農林漁業信用基金の指示に従うものとする。
- (3) 納品物にかかる著作権はすべて農林漁業信用基金にあること。

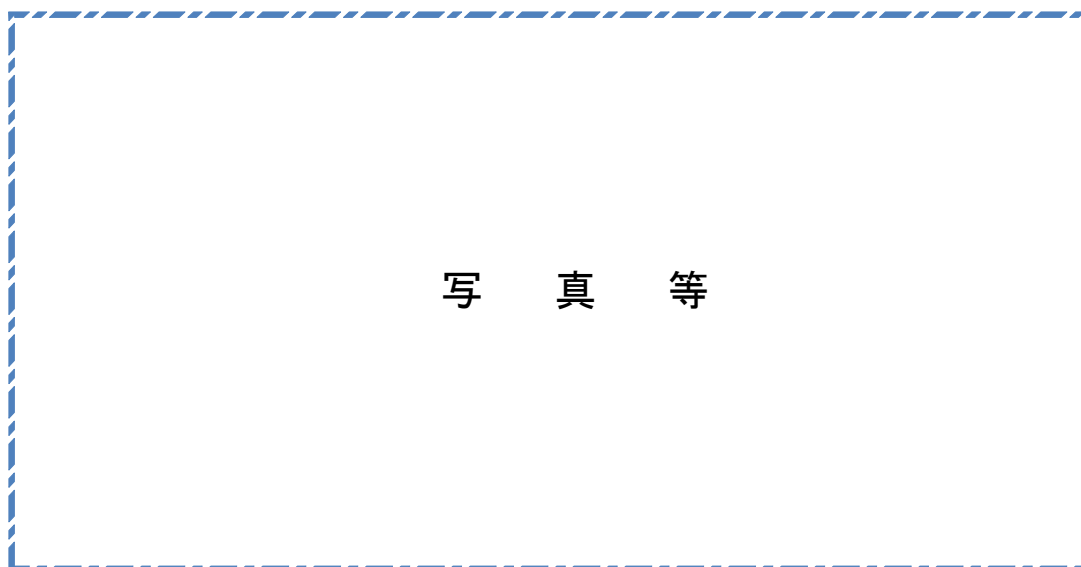
以上

令和5年版広報用カレンダー「都道府県名有無別部数」及び「発送・納入先」

(別紙1)

基金協会名	発 送 先		都道府県名有部数	都道府県名無部数	発送部数
	郵便番号	住 所			
北海道農業信用基金協会	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル14階		130	130
青森県農業信用基金協会	030-0847	青森市東大野二丁目1番地15		130	130
岩手県農業信用基金協会	020-0022	盛岡市大通1丁目2番1号 産業会館2階	120		120
宮城県農業信用基金協会	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目2番16号 JAビル宮城6階	250		250
秋田県農業信用基金協会	010-0976	秋田市八橋南二丁目10番16号		150	150
山形県農業信用基金協会	990-0042	山形市七日町三丁目1番16号 山形県JAビル6階	170		170
福島県農業信用基金協会	960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1	190		190
茨城県農業信用基金協会	310-0022	水戸市梅香一丁目1番4号		30	30
栃木県農業信用基金協会	321-0905	宇都宮市平出工業団地9-25 栃木県JAビル7階	220		220
群馬県農業信用基金協会	379-2147	前橋市亀里町1310 JAビル6F	190		190
埼玉県農業信用基金協会	330-0063	さいたま市浦和高砂3丁目12番9号		120	120
千葉県農業信用基金協会	260-0031	千葉市中央区新千葉3丁目2番6号	580		580
東京都農業信用基金協会	190-0023	立川市柴崎町3-5-24 JA東京第2ビル4F	200		200
神奈川県農業信用基金協会	243-0013	厚木市泉町3番13号 厚木駅前農協会館5階	120		120
山梨県農業信用基金協会	400-8530	甲府市飯田一丁目1番20号	50		50
長野県農業信用基金協会	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル10階	340		340
新潟県農業信用基金協会	951-8116	新潟市中央区東中通一番町189番地3 JA新潟ビル7階		45	45
富山県農業信用基金協会	930-0006	富山市新総曲輪2番21号	210		210
石川県農業信用基金協会	920-0383	金沢市古府1丁目220番地	180		180
福井県農業信用基金協会	910-0005	福井市大手3丁目2番18号	150		150
岐阜県農業信用基金協会	500-8367	岐阜市宇佐南4丁目13番1号		10	10
静岡県農業信用基金協会	422-8691	静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ4階	80		80
愛知県農業信用基金協会	465-8502	名古屋市名東区社口二丁目301番地 JA愛知信連事務センタービル5階	220		220
三重県農業信用基金協会	514-0006	津市広明町122番地の1		80	80
滋賀県農業信用基金協会	520-0807	大津市松本一丁目2番20号 滋賀県農業教育情報センター5階	130		130
京都府農業信用基金協会	601-8585	京都府南区東九条西山王町1番地 京都JAビル地下1階		30	30
大阪府農業信用基金協会	541-0043	大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号 JA大阪センタービル9階	120		120
兵庫県農業信用基金協会	650-0024	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館4階	400		400
奈良県農業信用基金協会	630-8131	奈良市大森町57番地の3 奈良県農協会館内		100	100
和歌山県農業信用基金協会	640-8331	和歌山市美園町五丁目1番地の1 和歌山県JAビル4階	50		50
鳥取県農業信用基金協会	680-0833	鳥取市末広温泉町723番地		30	30
島根県農業信用基金協会	690-0887	松江市殿町19番地1		200	200
岡山県農業信用基金協会	700-0826	岡山市北区磨屋町9番18の401号	100		100
広島県農業信用基金協会	730-0051	広島市中区大手町四丁目7番3号	170		170
山口県農業信用基金協会	754-0041	山口市小郡令和3丁目1番16号 JA山口信連小郡別館1階		200	200
徳島県農業信用基金協会	770-0011	徳島市北佐古一番町5番12号		120	120
香川県農業信用基金協会	760-0023	高松市寿町1丁目1番12号 パンパシフィックシティ高松4階		170	170
愛媛県農業信用基金協会	790-8555	松山市南堀端町2番地3	250		250
高知県農業信用基金協会	780-8511	高知市北御座2番27号 JA高知ビル3階	100		100
福岡県農業信用基金協会	810-0001	福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館5階		30	30
佐賀県農業信用基金協会	840-0803	佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館 別館7階		130	130
長崎県農業信用基金協会	850-0862	長崎市出島町1番20号		20	20
熊本県農業信用基金協会	860-0842	熊本市中央区南千反畑町2番3号 JA熊本県会館9階	80		80
大分県農業信用基金協会	870-0044	大分市舞鶴町1丁目4番15号 農業会館5階	110		110
宮崎県農業信用基金協会	880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAビル2F		120	120
鹿児島県農業信用基金協会	890-0064	鹿児島市鴨池新町15番地 JA鹿児島県会館7F		130	130
沖縄県農業信用基金協会	900-0025	那覇市壺川二丁目9番1 JA会館3F		0	0
47協会計			4,780	1,975	6,755
		納 入 先			納入部数
独立行政法人農林漁業信用基金	105-6228	東京都港区愛宕2丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階	0	145	145
合 計			4,780	2,120	6,900

B3版 : 記入式



前月

○ 月

翌月

(注)

日	月	火	水	木	金	土
日付						

未来を育む確かな保証

〇〇〇農業信用基金協会
独立行政法人農林漁業信用基金

- (注)
1. 当該箇所については、農林漁業信用基金における校正がないようにすること。
 2. 入札者が所有する版又はオリジナルのいずれでも可。
 3. ただし、高島易の神宮館を使用し、六曜、二十四節気、祝日名（赤字）を入れる（同日にある場合は、上から順に祝日名、二十四節気、六曜の順に入れる）よう努めること。
 4. 右下の「〇〇〇農業信用基金協会」は、都道府県名なしの場合、「農業信用基金協会」とし、その下の「独立行政法人農林漁業信用基金」と同じ幅にすること。

IV 技術評価項目審査表作成要領

1 入札者が提出すべき資料

入札者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が提示する仕様書の要求要件を受けて、次に示す資料を作成し、信用基金へ提出する。

(1) 提出書類

※ 様式については、信用基金ホームページの契約関連情報 (<https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>) からダウンロードできます。

A. 入札書（様式2）（1部）

B. 競争参加資格認定通知書（写）（1部）

C. 技術提案申請書（様式3）（4部）

ア. 経費の詳細（様式4）（4部）

イ. 提案するテーマ（様式5）（4部）

ウ. スケジュール（様式6）（4部）

エ. 事業の実施体制（様式7）（4部）

オ. デザイン案（各4部）

① 仕様書に示された紙質（印刷に使用するものと同じ用紙とすること）・サイズにより「2023年8月」のカレンダーのデザインプランを提出すること。

② 表紙及び12ヶ月のデザインプランの一覧（カラー印刷）を提出すること。【様式任意】

※②について、12ヶ月分の写真等（Ⅲ 仕様書の6.【仕様】（2）

①を参照）を2種類以上提出すること（提案するテーマは1つとする。）。

D. 委任状（代理人を選出する場合）（様式8）（1部）

E. その他（各1部）

ア. 会社の概要

業務内容を示したパンフレット又はリーフレット、営業経歴書及び直近1ヶ年の決算（営業）報告書（貸借対照表、損益計算書を含む）。

【様式任意】

イ. 過去に類似の事業があれば、これに関する資料。【様式任意】

ウ. ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くる

みん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業))について該当する場合には、確認できる資料(認定書の写し等)

(2) 提出方法

持参又は郵送(信書便を含む。)により提出すること。郵送による場合は、令和4年8月26日(金)14時までには到着していること。電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。

なお、競争参加資格確認申請書の提出期限が、I入札説明書の5(1)の⑤のアとなった場合には、提出書類の提出期限を以下のとおりとする。

令和4年9月6日(火)14時まで

また、競争参加資格確認申請書の提出期限が、I入札説明書の5(1)の⑤のイとなった場合には、提出書類の提出期限を以下のとおりとする。

令和4年9月12日(月)14時まで

2 技術評価項目

(1) 価格評価

入札価格に係る評価点

価格評価の配点を30点とし、下記式により評価する。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{配点}(30\text{点}) = \text{価格点}$$

なお、入札価格が予定価格を超える者は、審査対象外とする。

(2) 技術評価、加点項目

採点項目	採点基準	採点基準	配点
1 技術評価	(1)提案された事業内容に関する基準	① 提案内容と事業目的の合理性 ② 提案内容の創造性・独自性 ③ 提案内容の完成度 ④ 経費の詳細の明確性	40点
2	(2)受託業者に求める基準	① 事業実施の体制 ② 事業遂行のための経営基盤 ③ 過去類似事業等の実績 ④ その他提案者としてアピールできる事項について	25点
3 加点項目	ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標	① 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業) ② 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ)	5点

		くるみん認定企業) ③ 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	
--	--	--	--

V 評価要領

1 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価方式の適用において評価対象とする項目は、入札価格に係る価格評価点及び「技術評価項目審査表作成要領」の「2 技術評価項目 (1) 価格評価」の技術評価点を計算したうえで、すべてを合計した総合評価得点です。

(2) 評価配点

評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、価格評価点、技術評価点及び加点項目に区分し、配点を各々価格点30点、技術点65点、加点項目5点とする。

2 採点項目及び評価方法

(1) 価格評価

価格評価の配点を30点とし、下記式により評価する。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{配点}(30\text{点}) = \text{価格点}$$

なお、入札価格が予定価格を超える者は、審査対象外とする。

(2) 技術評価

① 提案された事業内容に関する基準

ア 提案内容と事業目的の合理性

提案内容が、本事業の目的・趣旨に沿ったものであるか。

(テーマ、季節はあっているか。)

イ 提案内容の創造性・独自性

提案内容に、高度な創造性・独自性が認められるか。

(オリジナリティ、デザインに工夫はあるか。)

ウ 提案内容の完成度

提案内容は、高度に完成しており、全体としてまとまっているか。

(色使い、写真映り等きれいで、均整がとれているか。)

エ 経費の詳細の明確性

経費の内容が詳細かつ明確なものとなっているか。

② 受託業者に求める基準

ア 事業実施の体制

本事業を実施するために必要となる組織、人員が整っているか。

イ 事業遂行のための経営基盤

本事業を実施できる経営基盤を有し、資金などについて十分な管理能力を有しているか。

ウ 過去類似事業等の実績

本事業を実施するにあたり、同種の印刷物作成経験を十分に有しているか。

エ その他提案者としてアピールできる事項

本事業を実施する人員について専門的技術やノウハウなどの能力を有している、「官公需法に基づく中小企業者である」等。

(3) 加点項目

① ワーク・ライフ・バランスなどの推進に関する指標

ア 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）

労働時間等の働き方に係る基準が満たされているか。

行動計画：行動計画作成の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限り。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

1 段階目（認定基準1～2つ○）

2 段階目（認定基準3～4つ○）

3 段階目（全認定基準5つ○）

イ 次世代法に基づく認定

（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定がされているか。

ウ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

若者雇用促進法に基づく認定がされているか。

(4) 評価基準

技術評価点及び入札価格に係る価格評価点を計算したうえで、すべて合計した総合評価得点により選定する。

【技術点】

	提案された事業内容に関する基準	受託業者に求める基準
特に優れている	10点	6点
普通	7点	3点
優れていない(該当しない)	3点	0点

※受託業者に求める基準のうちエについては、該当する場合は7点を加算する。

3 落札者の決定

(1) 入札者に価格及び技術等をもって申込みをさせ、次の要件に該当する者のうち、「1 総合評価に関する事項 (2) 評価配点」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(2) 上記(1)の数値の最も高い者が2人以上いるときは、技術評価点の高い者を優先とし、技術点も同一の場合には、重要度の高い評価項目順に採点の高い者を優先とする。

(3) 最高の総合評価得点が同じ点数の入札者が2人以上いる場合は、直ちに「くじ」を引かせて落札者を決定する。(使用するくじの種類は特に決まっていない。)

この場合、落札者の入札書に「くじ」により決定した旨を記入し、くじを引いた者に記名押印させる。

この場合、落札者を決定するくじを引く順番を決めた後、くじを引かせなければならない。

VI 契約書（案）

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「令和5年版カレンダーの企画及び印刷に関する事業」について請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添の仕様書に基づき、「令和5年版カレンダー」の企画・印刷作成及びその発送・納入（以下「業務」という。）を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約部数）

第3条 (1)	印刷作成部数	6, 900部
	内訳	
	① 都道府県名有印刷	4, 780部
	② 都道府県名無印刷	2, 120部
	詳細は別紙のとおり	
(2)	各農業信用基金協会発送部数	6, 755部
(3)	甲の納入部数	1 45部

（発送及び納入場所）

第4条 (1) 発送先は別紙の46都道府県農業信用基金協会とする。
(2) 納入場所は次のとおりとする。
東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人農林漁業信用基金 農業信用保険業務部 業務第二課

（発送及び納入期限）

第5条 令和4年11月25日(金)とする。

（契約金額）

第6条 契約金額は、カレンダーの企画及び印刷事業の〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税除く）とする。

内訳 (1)	印刷費	〇〇〇, 〇〇〇円
	うち都道府県名有	〇〇〇, 〇〇〇円
	うち都道府県名無	〇〇〇, 〇〇〇円
(2)	用紙代	〇〇〇, 〇〇〇円
(3)	製本代	〇〇〇, 〇〇〇円
(4)	企画・デザイン費	〇〇〇, 〇〇〇円
(5)	資材代	〇〇〇, 〇〇〇円
(6)	梱包代・運賃	〇〇〇, 〇〇〇円

(契約保証金)

第7条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(監督)

第8条 甲は、本契約の履行に関し、監督のため甲が指定した者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(検査)

第9条 乙は、業務を終了したときは、速やかに検査のため甲が指定した者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から納入物件の納入を受けたときは、納入を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。

4 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく代品を納入し、再度検査を受け、業務を完了させなければならない。

5 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(著作権)

第10条 本納品物の著作権は、第9条に定める検査合格後に、乙より甲に移転する。

(契約金額の請求及び支払い)

第11条 乙は、業務を完了したときは、第6条に規定する契約金額に消費税及び地方消費税を加算した額の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき又はその金額が1円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 乙が、乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに物件を納入することができない場合においては、遅延日数に応じ、契約代金額に対し民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した損害金を速やかに甲に支払うものとする。

(契約完了後における説明等)

第14条 乙は、業務完了後において、当該業務に関して、甲から説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、第9条による検査に合格した後に、納入物件に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。

2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。

3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。

5 甲が契約不適合を発見した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利若しくは義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(危険負担)

第17条 契約の目的物の引渡し前において、当事者双方の責めに帰することができない事由により生じた損害は乙の負担とする。

(事情変更)

第18条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。

3 前2項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(反社会勢力の排除)

第19条 乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる者と関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者と関係を有すること。
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる者と関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者と関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等社会的に非難されるべき者と関係を有すること。
- 2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為。
 - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲は、乙が前各号に違反した場合、何らの催告をなしに直ちに、締結した一切の契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項に基づく契約を解除したことにより、乙に発生した損害について、賠償責任を負わない。

(甲の契約解除)

第20条 甲は、乙が次に掲げる事項の一に該当する場合又は甲の業務上必要があると認めた場合には、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 正当な事由によらないで、契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は納入期限若しくは納入期限経過後相当の期間内に当該債務の履行を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な事由により、契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 公正な競争の執行の阻害又は公正な価格を害し若しくは不利な利益を得るための連合があったと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、契約上の義務に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、契約を解除した場合において、甲は既済部分又は既納部分があるときは、これを検査し、当該検査に合格した部分を引き取るこ

とができるものとする。

この場合においては、契約金額のうち、その引き取った部分に対応する金額を乙に支払うものとする。

(乙の契約解除)

第21条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により納入物件を完納することが不可能になったときは、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 甲は、次に掲げる事由により契約を解除する場合で、乙に損害を及ぼした場合は、その損害の賠償を行う。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により乙から解除の申し入れがあったとき。

(2) 甲の業務運営上の必要から契約を解除したとき。

2 乙は、本契約の履行に当たり、甲に損害を与えたとき、又は、契約の解除により甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においてはこの限りでない。

(契約解除による違約金)

第23条 第20条第1項第1号、第3号又は第4号の規定に基づき、甲が契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等による違約金)

第24条 乙が次のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき契約金額の100分の10に相当する金額を談合等に係る違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下、本項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が契約の相手方に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が独占禁止法第7条等の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定に基づき、課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 前項の規定の単価契約への適用については、同項中「契約金額の100分の10」とあるのは「当該契約期間全体の支払総金額の100分の10」と読み替えて適用する。

(超過損害額の請求)

第25条 甲は、第23条又は第24条の規定による違約金の請求につき、契約解除又は談合等により生じた損害額が違約金請求額を上回る場合においては、当該超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第26条 乙が第23条又は第24条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は甲に対し、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(再委託の制限及び承認手続)

第27条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ、再委託先の相手方の住所、氏名、及び生年月日、再委託の業務の範囲、再委託の必要性、再委託の金額、その他必要な事項を記載した書面を提出して甲の承認を得なければならない。

3 乙は、前項の承認を受けた再委託（再請負を含む。以下同じ。）についてその内容を変更する必要があるときは、前号の記載事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

4 乙は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名、生年月日及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届けなければならない。

5 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届けなければならない。

6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。

7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が契約金額の50パーセント以下であり、かつ、100万円以下である場合には、軽微な再委託として前項までの規定は、適用しない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、本契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(紛争の解決)

第29条 本契約について、甲と乙の間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議の上解決するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲乙平等の負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

(協議)

第31条 本契約に定める事項又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和4年〇月〇〇日

甲 東京都港区愛宕2丁目5番1号

独立行政法人農林漁業信用基金

氏名 〇〇 〇〇 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日

乙 住所 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

社名 〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇 印

生年月日〇〇年〇〇月〇〇日